

2021年7月12日
第Ⅱ期中小企業デジタル化応援隊事業事務局

支援実施時の会議の動画撮影についてのお願い

中小企業デジタル化応援隊事業にご登録頂いている中小企業等の皆様
(写し) 中小企業デジタル化応援隊事業にご登録済の IT 専門家の皆様

平素は「中小企業デジタル化応援隊事業」にご参画いただき、誠にありがとうございます。

6月29日付「制度活用における不正防止厳格化のご案内」でお知らせした通り、不正防止の強化のため、7月6日付で利用規約及び規約別添の実施要領*を改訂しております。
(※改訂前の利用規約で登録申請している場合は7月20日から効力発生。)

本ご案内は改訂した利用規約の中でも特にお問い合わせの多い IT 専門家による対面もしくはオンラインでの支援実施時の動画撮影についての改めてのお願いとなります。

この事業に中小企業等としてご登録いただくにあたって利用規約にご同意いただいているところです。実際に IT 専門家の支援を受けるにあたっては、本規約第3条第3項および第7条第1項第6号に基づいて、IT 専門家の動画撮影にご協力くださいませ。

なお、事務局にご提出いただく場合は、ご提出いただいた動画は事務局において適切に管理し、本事業の謝金審査にのみ使用することとしますので、企業情報の秘密保持についてもご安心いただければと存じます。

事業の円滑な推進と IT 専門家がよりスムーズに支援を実施できるようにするため、ご理解・ご協力頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事務局

お問い合わせフォーム「<https://digitalization-support.jp/contacts/add>」

TEL 番号：03-6833-2525

お問合せ時間：平日：9：00-17：00（土日祝年末年始(12月29日～1月3日)除く）
